

標題

ホンコン籍船舶の消火装置等の定期的な保守・点検および試験について(固定式炭酸ガスおよびハロン消火装置の要件に関する一部改訂)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0602
発行日 2004 年 9 月 30 日

各位

今般、ホンコン政府より持運び式消火器、固定式炭酸ガスおよびハロン消火装置の定期的な保守・点検および試験の要件に関して改訂通知がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。

今号の ClassNK テクニカル・インフォメーション発行をもちまして、先にお知らせいたしました 2002 年(平成 14 年)11 月 15 日付け ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0490 を絶版いたします。

なお、1. から 4. までの要件は ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0490 から変更ございませんのでご了承ください。

1. 消火器

- (1) 消火器は Competent person により毎年検査を受ける必要がある。この場合の Competent person とは本船の航海士あるいは機関士として差し支えない。
- (2) 各消火器には検査を受けたことを示す標識を付ける。
- (3) 恒久的に加圧されている消火器の貯蔵容器並びに加圧されていない消火器の起動用ガス貯蔵容器に対して 10 年ごとに水圧試験を行う。また、加圧されていない消火器の貯蔵容器についても 10 年ごとに水圧試験を行う。
- (4) 持運び式炭酸ガスおよびハロン消火器は居住区域に配置しないこと。
- (5) 配電盤等がある部屋に備える持運び式ガス消火器の容量は、ガス濃度がその区画の正味容積 5% 以下となるものであること。

2. 圧縮空気作動式呼吸具用空気シリンダー

軽量タイプ以外の圧縮空気作動式呼吸具用空気シリンダーの水圧試験は 5 年を超えない間隔で行う。また軽量タイプの水圧試験は製造後 3 年を超えない時期に行い、それ以降は 2 年間隔で行う。

3. 全閉囲型救命艇の空気自給装置用貯蔵容器

全閉囲型救命艇内に備えられる空気自給装置用の貯蔵容器に対して、5 年を超えない間隔で内部検査・外観検査および水圧試験を行う。

4. 泡消火装置

船上に備えられる泡原液の有効性の確認は製造後 3 年後に行い、それ以降は毎年行う。この泡原液の製造年月日およびそれ以降の有効性の確認についての記録を船上に保管する。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

5. 固定式炭酸ガス/ハロン消火装置

- (1) 炭酸ガス/ハロンシリンダーの初回検査および水圧試験は製造から 10 年後に行うこと。しかしながら、以下のいずれかの条件を満たしている場合、本要件は 20 年まで緩和できる。
 - (i) 承認された整備事業所によりシリンダーが過去の記録と共に整備されている場合、または
 - (ii) 本船上の Competent person により、シリンダーの外観検査および内容物損失量の調査が 1 年を超えない間隔で 10 年間にわたり行われている場合。外観検査には物理的な損傷および過度な腐食への点検が含まれ、その結果は適切に記録されなければならない。この場合の Competent person とは本船の上級航海士あるいは機関士として差し支えない。
- (2) 上記(i)あるいは(ii)にしたがってシリンダーが検査されたことを確認するための記録が本船上に保存されていない場合、以下のいずれかに該当する処置を行うこと。
 - (i) 次回ドライドックが 12 か月以内に行われる場合、全シリンダーの水圧試験をドライドック期間中に行う、または
 - (ii) 次回ドライドックが 12 か月を超え 18 か月未満に行われる場合、シリンダーの水圧試験は個船ごとに考慮される、または
 - (iii) 次回ドライドックまで 18 か月以上の期間がある場合、シリンダーの 30% に対し早急に水圧試験を行うこと。その水圧試験の結果が良好であれば残りのシリンダーに対する水圧試験を次回ドライドック時に行うことができる。
- (3) 水圧試験に対する 20 年目までの緩和処置は、放出されたもの、残存ガスの容量が 90% に満たないもの、または外観に過度の腐食が見られるようなシリンダーに対しては適用されない。いかなる場合も、20 年を超えて水圧試験が行われていないシリンダーを使用することは認められない。
- (4) 20 年を超えたシリンダーに対する水圧試験は 5 年間隔とする。
- (5) 上記にかかわらず、放出および再充填されたシリンダーに対しては 5 年間隔で水圧試験を行うこと。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp